

令和 7 年度 生徒指導規則

令和 7 年 4 月 1 日 (火)
北摂つばさ高等学校 生徒部

1 遅刻指導について

①登校遅刻(8:35以降の登校は遅刻。チャイムの鳴り始めの教室入室は遅刻とする。)

②授業遅刻(授業途中のトイレや忘れ物を取りに退室した場合も入室手続きが必要)

③一斉遅刻指導について

1ヵ月に5回以上遅刻があった場合、指定する日に一斉指導を実施する。

④一斉遅刻指導の回数に応じて遅刻指導を行う。

※電車遅延や、やむを得ない通院などについては学校の判断でカウントしない。

また、通院等に関しては、保護者からの事前連絡がある際、遅刻のカウントしない場合がある。

※生徒指導上配慮が必要な生徒については、学校の判断でカウントしない場合がある。

2 ロッカーについて

盗難・紛失防止のため、ロッカーは南京錠またはナンバー錠で必ず施錠すること。

ロッカーはレンタル品。3年間丁寧にあつかうこと。

(1)ロッカーは必ず施錠し、貴重品等の管理をロッカーで行うこと。特に貴重品、貴重品を入れたカバン等を放置してその場を離れないこと。

(2)ロッカーについては原則自己管理とするが、不具合等があればすぐ申し出ること。

3 自転車関係

①交通安全講習の実施

(1)茨木ドライビングスクールや警察署の方による講演会(年1回)

(2)1年生は校内で自転車安全運転講習を実施。

①自転車通学許可証の発行

担任立ち会いのもとで、雨カップ所持を確認後にシールの配付を行い、自転車に貼り付ける。

②自転車を新しく購入した場合

新たに自転車シールを配付するので、学年の生徒指導教員等に申し出る。

③交通事故に遭遇した場合

事故の軽重に関わらず、必ず学校と警察へ連絡すること。警察対応での遅刻は公欠扱いとする。

④二人乗り指導の徹底

二人乗りを発見した場合、以下のように対応する。

(1)その場で現認 (2)生徒名を確認 (3)当日 or 翌日に生徒部で反省文指導・説諭等の指導

4 自転車駐輪場関係

①1年生が体育館東側、2・3年生は校舎南側駐輪場を使用。1年生はクラス別、2・3年生は学年別とし、白線内に駐輪すること。

②駐輪禁止区域に駐輪した場合

・安全のために当該自転車をチェーンロックする場合がある。もしくは無施錠の自転車の場合は、盗難防止

の観点から事務室前に移動させて鍵をかける場合がある。

・解錠は学年生指担当等でおこなう。※無許可でカギを壊す等はしないこと

5 授業中や校内での不適切行為の対応について

①授業中の携帯電話の取り扱いについて

- ・原則禁止とする。使用する場合、授業担当者から指示をする。使用終了後はかばんにしまうこと。
- ・生徒は携帯電話をかばんの中にしまう。やむを得ずポケットに入れるなど身に着ける場合は電源を切るかマナーモードにする。他の学習者の迷惑にならないように工夫すること。
- ・不適切な使用があった際、授業担当者が担任に報告し一時預ける。担任または学年の教員から終礼後に指導、返却する。

②エスケープ

- ・授業担当者は欠課の生徒の中で理由がわからない生徒がいる場合、必ず学年の教員等に確認する。授業担当者・学年教員等は保健室にも所在を確認し、所在がわからない状態であれば当該生徒をエスケープとして指導することがある。
 - ・トイレ退出の時間が長い場合（目安は授業時間の半分）も、必ず担任・学年の教員等に報告する。事実判明後、生徒部（主に学年生徒指導担当）により指導する場合がある。トイレ退出が長い場合も、状況によってはエスケープとして指導する場合がある。
- ※授業時間中にトイレ退出をする際、携帯電話を所持している場合は置いてからトイレに行くこと。

③授業を妨害するなどした場合

授業担当者等が学年室（職員室）に連絡し指導の協力を要請する。当該生徒を学年室（〃）に連れていき、事情聴取をおこなう場合がある。原則、当該日の放課後に生徒部による指導を行う。場合によっては生徒指導委員会を開いて、指導内容を決定することもある。

6 自転車について

懲戒対象とするのは以下の通りである。（自動車の場合も同様の扱いとするが、ケガなどでの保護者等の送迎が必要な時は担任に申し出ること）

- ①登下校で単車を使用した。（後部座席の同乗含む）
- ②制服で単車に乗車した。※体操服等、学校の所属が分かるものについては制服に準ずるものとする
- ③校外学習やクラブ活動など教育活動の一環として位置づけられる時に乗車した。

7 身だしなみ指導

違反項目

- (1)ピアス
- (2)つけまつげ（マツエク等）
- (3)カラーリップ・口紅（化粧は原則禁止）
- (4)ブレザーを着用せずに防寒着を着用している状態

※防寒着はフルジップのものに限る。プルオーバーのものは違反とする。

- (5)スカートの裾からジャージを露出（ハニワ）

※登下校時に下の防寒着として、スカートの上からウインドブレーカーを着用することを認める（本校のものを含むジャージは不可）。スカートを脱いで登校し、学校でスカートにはき替えることは認める。

(6) 短いスカート(膝丈が基準)

※スカートは膝頭を中心に裾がかかっていること。スカートでのベルト着用は禁止とする。

(7) カラーコンタクト

(8) ネックレス・指輪など装飾品

(9) 爪の加工(マニキュアや付け爪など)

(10) その他服装違反(セーターの腰巻きなど)

その他、年度途中に項目を追加することもある

8 頭髪指導について

故意によるパーマ・染色・脱色は禁止する。頭髪は清潔な印象を与えるよう心がけること。

①違反にする場合

(1) 髪の色を染めた・パーマをあてた状態で、期限までに改善をせずに登校した場合

(休日や長期休暇中であっても、違反日数のカウント)

(2) 過去に髪の色を染めて、色落ちし、期限までに改善をせずに登校した場合

②経過観察

(1) アイロン焼け、日焼け、塩素焼けで髪が明るくなった場合

(2) 頭髪に手を加えたが、過去に改善している場合

(3) 改善したが、確認等の呼び出しに応じない場合

⇒放課後等に確認し、さらに学年で指導を行う

③頭髪指導

違反した生徒には学習指導を実施する

9 問題行動発生時の対応・その後の指導全般について

①現場現認主義

②謹慎が考査にかかる場合は、別室受験とする。謹慎期間中は、謹慎中の生徒が不利にならないように担任、授業担当者は対応する。

10 問題行動に対する指導

①懲戒の申し渡し

保護者同席のもとで校長が行う。謹慎解除については生徒に対して校長が解除の申し渡しを行う。

②謹慎指導

原則家庭謹慎とし、家庭訪問を行う。長期に渡る謹慎については、登校指導も可とする。

③謹慎中の課題

(1) 日誌を書く

(2) プリント、ノート、その他指示のあった課題等 ※日数や状況に応じて対応する

自学自習したものをプリントに書き込んだり、指示のあった課題に取り組む。

11 考査中の不適切行為

①考査中の不適切行為とは

(1) 筆記用具以外の筆箱・下敷き・芯ケースなどが机上にあった場合

(2) 計時機能以外の用途のある時計(スマートウォッチなど)を身に付けていた場合

(3) 机の中が空になっていなかった場合

- (4) 携帯電話を教室内に持ち込み、かつ使用した、もしくは音が鳴った場合
- (5) 私語、脇見、物品貸借があった場合
- (6) 考査中、トイレに携帯電話を所持したまま行った場合（行こうとした場合も含む）
- (7) その他、監督者が不適切だと判断した場合

②不適切行為があったとき

考査後、教員が聞き取りをしたのちに、状況により生徒指導委員会に諮る。不適切行為の中の考査不正行為（カンニング）については当該科目を0点とし、懲戒指導を行った上で、考査は別室受験とする。

また、きわめて不正行為に近い不適切行為についても厳しい指導とする。

※答案返却の際の答案の改竄に関しても、同じ扱いとする。

※成績に入る小テストに関しても、考査と同様の指導をおこなう。

※成績にかかわる事案については、教務部長が生徒指導委員会に加わり、議論する。

12 アルバイト

原則禁止とする。経済的にやむを得ない場合は、担任や学年の教員に相談すること。

13 その他

放課後まで原則校外に出ることを禁止する。

やむを得ず校外に出る場合は、「外出許可証」を教員に発行してもらう。